

働く者の声を尊重した労働時間法制の実現とILO三者構成原則の
堅持を求める意見書

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成31年4月から順次施行され、約7年が経過した。しかし、過労死等は未だなくなっておらず、令和7年度の脳・心臓疾患及び精神障害に関する労災請求件数はいずれも前年度から増加し過去最多となっている。働く者の命と健康を守り、十分な休息と生活時間を確保できる環境の整備は、引き続き重要な課題である。

本市においても、労働時間のあり方は、市民の心身の健康をはじめ、子育てや介護との両立、家族との時間、地域社会への参加など、日々の暮らしに直結する問題である。

現在、国において労働時間法制の見直しが議論されているが、求められるのは長時間労働に繋がりがねない規制緩和ではなく、働く者の生活時間を確保する労働時間規制と生産性向上の両立である。

よって、当議会は政府に対し、労働者の命と健康及び権利を守る観点から、下記の事項について速やかに取り組むよう強く要望する。

記

1. 「働き方改革」の定着・推進に向けた実効性のある法規制を実現すること。

時間外・休日労働の上限規制の強化、連続勤務規制の導入、勤務間インターバル制度の義務化、「つながらない権利」の法制化など、働く者が十分な休息と生活時間を確保することができるための法整備を行うこと。

2. 長時間労働につながりがねない規制緩和を行わないこと。

長時間労働につながりがねない裁量労働制の対象業務の拡大や変形労働時間制の要件緩和などではなく、労働時間の短縮と生産性向上を両輪で進めるための法整備を行うとともに、企業及び労働者に対する必要な支援を講じること。

3. 労働基準監督署における厳格な指導・監督を維持・強化すること。

労働者の健康を確保し、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を実現するためのセーフティネットを形骸化させることのないよう、関係法令の適正な運用を徹底すると共に、労働基準監督署による指導・監督体制を維持・強化すること。

4. 労働政策の決定におけるILO三者構成の原則を堅持すること。

「働き方改革」の見直しや労働法制の改正に当たっては、ILOが重視する政府・労働者・使用者による三者構成の原則を尊重するとともに、労働政策審議会をはじめとする政策決定の場において、公益・労働者・使用者それぞれの立場から十分な議論を行い、労使当事者の声を適切に反映した民主的かつ慎重な合意形成を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和8年9月28日

樫原市議会

《送付先》衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣